慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古代希臘上期の詩歌中に現れたる社会状態
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.5 (1926. 5) ,p.574(40)- 597(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19260501-0040
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260501-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代希臘上期の詩歌中に現れたる社會狀態

高橋誠一郎

一

ホメーロス（Ὅμηρος）の史詩中に現れたる希臘人の經濟狀態は恰も牧畜時代より農耕時代への過渡期に存するものであつた。土地の多くは縱令ひ其の大部分には非ずとするも）猶ほ共同財產として保有せられてゐた。被征服地の最初の分割は家族及び氏族の間に行はれたるものなる可く、家族の土地は嚴格なる世襲制度の下に置かれ、賣却若しくは其の他の方法を以て讓渡することを禁ぜられてゐた。穀物收穫の目的を以て耕作せらるゝ畑地は未だ單一個人若しくは單一家族によつて永續的に占有せらるゝの必要を見ることがない。蓋し希臘人は縱令ひ每收穫後には非ずとするも、屢々其の土地を休耕地たらしむるの習慣を有して居つたが爲めである。土地に對する勞務は土地の占有と等しく一時的のものであつた土地の占有者は土地の收穫と等しく輪廻して居つた。而も這個一時的占有の事實は其の性質上信じ難きものには非ざるも、ホメーロスの詩篇中の一語も此の詩人の時代に於ける希臘の耕作地が凡ゆる他の財產の如く分有せらるゝことなかりしの事實を暗示することがない。William Ridgeway は初期叙事詩時代に於ける土地は一般社會の共有財產であつて、土地所有の觀念は明かにホメーロスの詩篇イリアス（Ἰλιάς）中に存せざる所である。が、其のオディッセイア（Ὀδύσσεια）に於ては、前者中に描寫せられたる所よりも時代遲く、制度進める社會狀態の瞥左を看出し得ることを主張する。（"The Homeric Land System," in the "Journal of Hellenic Studies, vi. 319; Cf., R. Pöhlmann, "Feldgemeinschaft bei Homer, in "Altertum und Gegenwart," S. 105.）。然しながらホメーロス時代の希臘に於ては土地が庶民によつて別個に保有せらるゝことなしと做すの主張は未だ立證せらるゝ所なきものゝ如くである。却つて其の詩篇中の諸章句は此の時代に於ては富は主として家畜の群れより成れるも、而も殆んど總べての自由民は小面積の土地を保有して、其の上に穀物を耕作し、其の果樹林及び葡萄園を經營しつゝありしの事實を物語る。加之ならず、配分せられた

る多數の地區（κλῆρος）は既に一個人の手中に集積せらるゝに至り、貧民は即ち「一の地區をも有することなき者」（ἄκληρος）であつて、富者は「多數の地區」（πολύκληρος）を有してゐた。イリアス戰爭の第三日に於て、（クトル（Ἕκτωρ）はトロヤ人を激勵して曰く、縱し彼れ等にして戰場に斃るゝとも、アカイア人（Ἀχαιοί）にしてトロヤより驅逐せられんか、彼れ等の「妻子、家屋及び地區」は安全なる可しと。（Thomas Day Seymour, Life in the Homeric Age, 1914, pp. 235-238.）。

土地私有權獲得の方法は必ずしも一ならず。其の或るものは該種族が初めて彼れ等の新たに贏ち得たる領土を占有せる時、住所、穀圃及び果園として配分せられたるものであつて、他は種族の恩人に對する其の報酬として與へられ、或ひは森林若しくは沼澤を開拓せる者の財産と爲れるものであらう。洵に穀圃果園は公務に對する報償として賦與せられたるも、放牧地は地産の一部として算へらるゝことなく、其の使用は自由であつて、僅かに漠然たる制限を加へられたに過ぎなかつた。耕作用の役畜として使用せられたるものは閹牛及び騾馬（ἡμίονος）であつた。家畜は一般に價値の標準として使用せられ、又た最も便宜なる交換の媒介物たりしものである。或る女奴隷は牛二十頭を値したるも、他は僅かに四頭に過ぎず、黃金造りの具足一揃は牛一百頭の價値を有したるも、青銅の其れは僅かに九頭に過ぎずと云ふが如きは這般の消息を傳ふるものである。從つて彼れ等の富は又た牛、羊、小羊等の家畜を以て表示せられた。家畜に次いで富の指標として使用せられたるものは收穫若しくは黃金及び青銅であつて、奴隷を以て之れを記述せるは僅かに一箇所のみである。（ibid., pp. 250-251.）。

ホメーロス時代に於ける希臘人の生活は田園に存してゐた。彼れ等の町は小であつて、總べての者は農民であつた。一切の物は殆んど皆な家内に於て生産せられたるが故に、技工は殆んど存在することがなかつた。特殊の商人階級は未だ發生するに至らなかつた。通商は殆んど行はるゝことなく、希臘人は彼れ等自ら生産すること能はざる貨物の輸入をフェニシア人に俟つた。既述せるが如く、家畜は此の時代に於ける主たる價値の標準であつて、交易は猶ほ大部分物々交換の域を出でなかつた。彼れ等の社會生活は極めて單純であつて、君主は家畜を飼ひ、家屋を建て、王妃は水を汲み、衣を洗つた。然し乍らホメーロス時代に於て希臘人

は既に町及び市に生活するに至つた。獨立自治の希臘都市は正さに「市邦」と稱せらる可きものである。そは恰も近世の國家の如く、戰を宣し、條約を締結し、同盟を行ふことが出來た。斯くの如き市邦は其の市壁内の領土のみならず、多數市民の生活せる其の周圍の地方をも包有するものであつた。洵に古代に於ける都市の成立は人類發達史上に於ける一大轉回期であつた。吾人は之れを通じて原始未開の狀態から文明の社會に移つて行つた

二

ホメーロスの詩篇中に於ては如何なる土地も賣却せらるゝことがなかつたのであるが「仕事と曆日」"Ἔργα καὶ Ἡμέραι"の詩人ヘシオドス（Ἡσίοδος）の時代に於てはそは明かに賣却し得るものと爲つてゐた。（Erga, 341.）而して財富獲得欲は痛烈なる社會的病患を釀してゐた。ヘシオドスは「庶民の最初の代辯人」であつた。彼れは海も陸も呪はれたる黑鐵時代を痛歎する。

彼れはオリンポスの神々によつて造られたる相次げる五種の人種に就いて物語る。黃金の人種は煩はしき懸念と傷ましき勞苦とより免れて神々の如くに生活した。彼れ等は總べての財貨を享有し、大地は彼れ等の爲めに惜しみなく穀物を生じた。彼れ等は豐富なる財貨に圍繞せられて其の土地の上に平和なる生活を送つた。而も黃金時代は疾くに消滅した。第二の白銀時代、第三の青銅時代、第四の神人時代も亦た消滅した。是れに次いで到れるものは痛ましき勞苦の黑鐵時代である。「噫、余にして後日に生を享けて第五人種中に活くることなく、其の以前に死するか、若しくは其の以後に生れしならんには！蓋し今は洵に黑鐵人種の時代なるが故である。彼れ等は晝間は勞働と煩勞とより免るゝことなく、夜間は掠奪者の襲來を怖れて安き心地とてはない。而して神々は彼れ等に苛酷なる支配を與へる。父は其の子に相似ることなく、子は又た其の父に相似ることがない。客は彼れに宿を貸す主人に、友は友に、又た兄弟は兄弟に昔日の如く誠實なるものではない」「誓を守る者も、正しき者も、善なる者も惠まれずして、却つて彼れ等は不正と强暴とを行ふ者を尊敬する。正義は手の力に存する。而して慈悲は最早存することがない。」（Erga, 109.）。

神々は人世の糧を深く秘めたるが故に、人間は此の世に生るゝと共に、大地の果

實を得るが爲めに勞作しなければならぬ。若し然らずしたならば、一日の仕事は一ヶ年間無爲に生活するに足るの貯へを容易に汝に與ふ可きである。而も狡猾なるプロメシウス（Προμηθεύς）に欺かれて、怒、心頭に發したるジウス大神は之れを深く秘して、人間の爲めに勞働と悲哀とを與へた。（ibid., 42.）。勞作は人が如何なる運命の下に在るとを問はず、彼れに取つて最も幸福なるものである。不名譽は勞働に存せずして、懶惰に在る。働けば富み、富めば尊貴と榮譽とを伴ふ。富は詐欺的辯舌によつて取得せらる可きものに非ずして、天の賜物として受領せらる可きものである。ヘシオドスは肉體的勞働の高貴と重要とを强調し、勞働の生涯を以て永續的繁盛を得可き唯一の根元なりと主張する。（ibid., 298-316）。

人々が異鄕民に對し、又た自己の民族に對して正しき判斷を與へ、而して正義の道より轉向することなき時は、彼れ等は常に其の都市に在つて繁榮を極むること、宛も花が綠樹の枝に爛漫たるが如くである。彼れ等の國土には慈母に等しき平和がある。而して一切のものを監視するジウスは斷じて彼れ等に對して戰禍を與ふることがない。正しき判斷を行ふ人々の上には飢饉も荒廢も臨むことがない。却つて彼れ等は充實の裡に其の手業に從事する。大地は彼れ等の爲めに豐かなる生計を齎し、丘の上なる樫は其の頂きに橡子を着け、眞中には蜜蜂を宿らせる。彼れ等が羊の毛衣からは總々とした毳毛が垂れ下つてゐる。而して彼れ等の妻は其の兩親に酷似せる子供を生む。彼れ等は斷えず財貨の支給を受け、航海することなきも、穀物の「母」は彼れ等の爲めに其の收穫を生ずる。然るに人々が毒惡なる傲慢不遜の態度と不仁冷刻の所業に陷れる時、一切のものを監視するクロノス（κρόνος）の子、ジウスは彼れ等に對して判決を與へる。往々にして全市は罪過を犯し、痴愚の所業を計畫せる一個の惡人の因果の應報を受ける。天空よりしてクロノスの子は彼れ等の上に大災禍を下し、飢饉及び疫病をすら同時に生ぜしめる。而して人民は衰滅せしめらるゝのである。オリンプスのジウスの意志によつて彼れ等の婦人は子を產むことなく、彼れ等の家は減少せしめられる。加之ならず彼れは彼れ等の大軍隊を塵殺し、防禦地を破壞し、若しくは深海に於ける彼れ等の船舶の上に懲罰を行ふ。（ibid., 235.）。魚族及び獸類並びに空の鳥類の間には何等の正義も存することなきが故に、彼れ等は互に呑噬し合ふ可きである。而も

ジウスは人間に正義を與へた。(ibid., 274.)。而してヘシオドスは不幸なる結果を回避す可き幾多の戒律を敎示してゐる。斯くて彼れは其の詩篇の最後の部分に於て一定の事項を行ふ可き吉日と凶日とに關する長き表を掲げてゐる。

三

希臘及び小亞細亞の海岸に建設せられたる都市的國家の政體は押並べて君主政若しくは貴族政であつた。而して兩政體の孰れに在つても主たる富の泉源たる土地は少數の貴族的家族の手中に存してゐた。幾多の場合に於て是れ等少數者は先住民を征服して此の地に定住するに至りたる移住民と看做さる可きものである。希臘の諸地方に於ける農業制度は這般の事實を立證するものがある。ラコニアに於ては土地の一部分は支配階級に從屬し人格の自由を享有せるも、市民權を有せざる者によつて耕作せられてゐた。然しながら耕作者の大部分は土地に羈束せられて之れと不可分の關係に立てるヘロテイ(εἵλωτοι, Εἵλωτες)と稱する隷農であつた。彼れ等に對して完全なる生殺與奪の權を有せる者は國家であつて、個々の土地保有者ではなかつた。而して國家のみ惟り彼れ等が定住せしめられたる特定の土地より彼れ等を他の土地に於ける農作の爲めに、又たは戰時に於ける軍務の爲めに移住せしむることが出來た。エフオロス(Ἔφορος)曰く「彼れ等は或る意味に於ては公の奴隷であつた。彼れ等の所有者は之れを釋放することも、之れを境界外に賣拂ふことをも得なかつた」と。スパルタの支配權が擴張せらるゝと共に、同一の制度は新領域に於ても勵行せられた。概言すれば、沿岸の地域は自由の附庸者を以て定住せしめられ、內部の地域はスパルタ市民の間に分割せられ、配分せられたる土地はヘロテイによつて耕作せられた。彼れ等は主として所領地に屬するものであつて、所領地が讓渡し得ざるものであつたと等しく、彼れ等も亦た個人によつて賣却し得ざるものであつた。彼れ等は地代として一定量の穀物を其の主人に支拂ふものであつて、ペリオエキ(περίοικοι)の如く國家に對して之れを支拂ふものではなかつた。彼れ等は農作の豐凶に利害關係を有するものなりしが故に、農耕の道に精勵するの刺激を有してゐた。周到なる耕作が永くスパルタの土地の上に行はれたるは主として之れに據るものである。ヘロテイは又た會食に際して其の主人に倍侍し、而して其の所有者はラコニアの財產共同

の原則に從つて互に之れを貸與し合つた。（Xenophon, Respublica Lacedaemoniorum, vi. 3; Aristoteles, Politica, ii. 2, 5.）。彼れ等は又た輕裝隊（Ψιλοί）として正規の軍隊に從つた。而して雅典に在つては下層市民及び奴隸の任務たりし水兵の大部分を構成せるものも亦た彼れ等であつた。（Xen., Hellenica, viii. 1, 12）。ペリオエキは又た恐らく其の起源をドリス人（Δωριεῖς）の爲めに征服せられたるアカイア人（Ἀχαιοί）の子孫及び兩者の混成種族に發するものなる可く、彼れ等は土地を保有し、國家に對して租稅を納付し、甲兵（ὁπλῖται）若しくは輕裝兵として軍務に服するの義務を有してゐた。クレータ及びセッサリアに於ては農業上の勞働は共に其の境遇及び地位が幾多の點に於てヘロテイの其れと類似せる隸民によつて耕作せられてゐた。

信憑す可き歷史の曙光が神話時代を鎖す幽暗の裡より差し初めたる時、雅典に於ける政治上の權力は悉くイウパトリデイ（εὐπατρίδαι）と稱する少數特權階級の手中に存して居つた。國家の社會的基礎は第一に自由民及び奴隸の差別に存し、第二に自由民中に於ける貴族及び庶民の區別に存してゐた。然しながら此の國に於ける隸屬階級はラコニアに於けるヘロテイの如く、土地に羈束せられて、之れと不可分の關係に立てる被征服民の性質を有するものではなかつた。加之ならず、貴族と庶民との間にも、スパルタ人とペリオエキとの間に存するが如き、傳說的種族別は存することがなかつた。土地の大部分は貴族によつて領有せられ、之れが耕作の任に當れる者は小農民であつた　彼れ等は自由民なるも、市民としての地位に於て劣り、常に或る程度まで土地所有者に從屬して居つた。而して富に對する渴想が所有階級を支配するに至りたる時、貴族の支配は次第に庶民に對して、堪へ得ざるものと爲り行きつゝあつた。

四

雅典の貴族中に在つて最も權勢大なりしものゝ一はアルクマエオニダイ家（Ἀλκμαιωνίδαι）であつた。彼れ等はドリア人の爲にメッシニアなるピロスより逐はれて雅典に定住せるネリダイ家の支流であつた。西紀前六百十二年同家のメガクレス（Μεγακλῆς）が執政官（ἄρχων）たりし時、雅典の貴族キロン（Κύλων）は同國の僭主たらんとするの計畫を立て、庶民の不平を賴み、若き雅典人とメガラの軍勢とを率ゐて

アクロポリスを占領した。彼れの舅メガラのゼアデネス（Θεαγένης）が紀元前六百三十年、庶民に左袒して貴族に反抗し、終に同市の僭主と爲れるの事實は痛く彼れを動したのである。然もキロンは幾許ならずして執政官等によつて包圍せられ、終に糧食盡きて彼れの一黨は投降の已むなきに至つた。メガクレスは投降者の助命を誓約せるに拘らず、約に背いて其の全部を殺した。而して彼れ等の中には呪の女神イウメニーデス（Εὐμενίδες）の祭壇に於て虐殺せられたるものさへあつた。斯くの如き瀆神の行爲を理由としてアルクマエオニダイ一家は五百九十六年若しくは五百九十五年ソローン（Σόλων）の煽動によつて三百人の貴族より成れる特別法廷に於て審問を受けた、其の結果として彼れ等は追放を命ぜられ、既に死せる者は其の死體を發かれて「呪はれたるもの」としてアッチカの國境外に投棄せられた。

然しながら宗教的昂奮と快々たる鬱憂とは猶ほ人心を支配して居つた。疫癘猖獗を極めて、犧牲も禊も何等の效驗を示すことがなかつた。デルフォイの神託は遠隔の地より救治者を求む可きを雅典人に告げた。雅典人の求めに應じて此の闘爭と疫癘の巷に來れる者はクレータのエピメニイデス（Ἐπιμενίδης）であつた。傳說は彼れを以て或ひは其の父の命により一疋の羊を尋ねて洞穴中に五十年の深き眠に落ちたるものと倣し、或ひは離魂還魂の術を會得し、諸神と交り、豫言を行ふの力を有したりと稱してゐる。彼れは禊と犧牲と神殿及び祭壇の奉納によつてソローンの立法の道を拓いた。是れ等の儀式は啻だに惡疫を消滅せしむるのみならず、其の時代の精神に從つて此の地に於ける確執と黨爭とを緩和せんことを期せるものである。

民衆の不平は特に不公平なる司法事務に向つて激生せられた。當初は何等の成文法典存することなく、裁判は唯だ確定不變なる社會的慣習に準據して行はれたるに過ぎない。貴族階級より出でたる執政官は自己の階級の利益に從つて公事を判決せんとするの傾向があつた。人民は終に成文法典を要求するに至つた。政治上に於ける怨恨を鎮定し、成文法典に對する人民の要求に應ずるが爲に貴族はドラコーン（Δράκων）をして紀元前六百二十一年其の法典（Θεσμοί）を提出せしめた。ドラコーンは執政官であり、從つて又た王權の廢止以後、其の掌中に政權を獨

占し、傲然として農民（Γεωμόροι）及び工匠（Δημιουργοί）の上に立てるアッチカの貴族階級に屬するものであつた。從つてドラコーンは下層階級に恩惠を施さんことを企圖するものではなかつたが、而も彼れの法典は貴族の權力を減少するに資せるの觀がある。此の法律は特に刑罰の峻嚴なりし一事を以て聞えてゐる。最も輕微なる窃盗犯と雖も極惡なる殺人犯と等しく死刑を以て處罰せられた。雅典の雄辯家デマーデス（Δημάδης）は此の法律を評して、そは墨を以てせずして血を以て書せられたと稱してゐる。（Ploutarchos, Solon, 17.）。彼れの改革は大部分恐怖政治であつたやうに見える。而して雅典人は此の法律の嚴酷を忍ぶこと能ずして、ドラコーン自身エージナ島に退隱するの已むなきに至つたと傳へられてゐる。而もドラコーン法典の眞相は恐らく後人によつて誤傳せられたるものゝ如くである。彼れは既に幾分の弛廢を來しつゝありし峻嚴なる舊法制をして成文法典たらしめたるに過ぎざるものであらう。彼れは殺人犯の裁判を雅典に於ける最も高貴なる家族より選出せられたる五十一人の裁判官より成る法廷即ちエフェテイ（ἐφέται）に移して刑事裁判を改善せるものゝ如くである。蓋し是れ以前に於ては執政官は專斷に一切の事件を決定するの權を有し、而して控訴は許さるゝことなかりしが爲めである。洵にドラコーン法典の發布は庶民の勝利であつて、雅典民主政治の建設に向へる第一歩であつた。

ドラコーンの憲法に從へば、參政權は武裝を行へる者に與へられる。而して彼れ等は凡ゆる債權上の拘束を蒙ることなき十ミネを下らざる價値に達する財産を有する者の中より九人の執政官及び財務官を選定し、武裝を整へたる者の中より他の小官を選み、凡ゆる債權上の拘束を蒙ることなき一百ミネを下らざる財産及び十才以上なる正出の子女を提示し得る者の中より將軍及び騎兵隊の指揮官を選定する。是れ等のものは其の會計檢査の時機に到るまで會議の議長、將軍及び騎兵隊の指揮官たる可きものであり、又た之れよりして將軍及び騎兵隊の指揮者としての等級を受けつゝあるものである。民會は市民全體より抽籤を以て選出せられたる四百一人より成る。三十才以上の者は抽籤によつて孰れかの官職を取得す可きものであつて、同一人は總べての者が一巡之れに任命せられたる後に非ざれば再任せらる可きでない。而して總べての者が一巡之れに當りたる後

に於ては任命は新たに抽籤に由つて行はる可きものである。或る民會議員にして議會の開會に際し、集會に缺席せる場合には、ペンタコシオメディムニイ（Πεντακοσιομέδιμνοι）即ち五百メディムニイの年收を有する土地の所有者は三ドラックメ、騎士は二ドラックメ、而してジウキテイ（Ζευγῖται）即ち一聯の牛を所有する者は一ドラックメの罰金を支拂はなければならぬ。而して「軍神ヶ岡」（Ἄρειος πάγος）の會議は法の守護者であつて熱心に諸長官を監視し、彼れ等をして法律に準據して其の任務を行はしめんことを努めた。而して損害を受けたる當事者は彼れが如何なる法律の違反によつて其の損害を受けたるかを明かにして其の公訴狀をアレオパギテイの會議に提出するの權利を有してゐた。然しながら下層階級は其の人格の擔保によつて拘束せられ、而して土地は少數者の手中に存したるが故に、斯くの如き施設は何等の效果をも擧ぐることを得なかつた。（Aristoteles, Ath. Pol., iv.）。

五

第二の改革は紀元前五百九十四年より三年に亙れるソローンの立法であつた、人民の友として知られたる彼れは焦眉の急に迫れる改革を行ふの權限を賦與せられた。此の當時に於てアッチカ小農民の狀態は洵に痛歎す可きものであつた。彼れ等の多數は富裕なる地主に對して其の地代を支拂ふこと能はずして、古き慣習に從つて奴隷の境涯に墮せしめらるゝに至つた。（ibid., v.）。ソローンは其の有名なる「債務解除令」（ὁσεοδαχθεία）を發して、人身擔保貸付（δανείζειν ἐπὶ σωματι）を禁止し、現存の債務を解除若しくは輕減し、苛酷なる舊法の下に奴隷たらしめられたる不幸なる人々の多くを解放した。（ibid., vi.）。雅典に於ては抵當に附せられたる地所は債務及び債權者の姓名を勒したる石板又たは標柱（ὅροι）によつて之れを分明ならしむるの常であつたが、彼れは其の律令に據つて是れ等の石柱を撤去せしめた。（Ploutarchos, Solon, 15.）。ソローンは又た法令を以て一個人の領有し得る土地の高を制限し、橄欖油の外、アッチカの產物を輸出するを禁じた。彼れは又た貨幣制度の本位をヒイドン（φείδων）の其れよりカルキス及びエトリア等の如き大商業地に於て概く使用せられつゝありしイウボエア島（Εὔβοια）の其れに變じ、雅典の爲替を簡易ならしめて通商に資する所があつた。「債務解除令」は又た古代の記者に從へば、利率の低減をも含むものであつて、プルータルコス（Πλούταρχος）は凡そ之れを

一割六分と推定してゐる。(Ploutarchos, op. cit., 13.)。而も此の法令は毫も利率に關する制限を設くることなかりしが如くである。(Theodor Mommsen, Römische Geschichte, I, 9. Aufl., 1904, S. 281.)。

ソローンはセイサックセイアの成功によつて更らに進んで徹底的に憲法を改造するの任務を委ねられた。新制度の精神は富を以て家系に代へて參政權の基礎たらしめんとするに存する。ソローンの憲法に從へば、國家は恒産寡頭政治(πλουτοκρατία)即ち支配階級として認めらるゝが爲めには一定額の財産所有を必要とする寡頭政治(ὀλιγαρχία)の一形體の下に置かるゝものである。イウパトリテイの政治上の特權は此の憲法によつて剝奪せられた。而も庶民は單に其の財産に準じて政權を認められたに過ぎなかつた。彼れは先きに存したる區分と等しく土地の領有を基礎として人民を四個の階級に分つ。第一は前掲のペンタコシオメディムニィ(Πεντακοσιομέδιμνοι)であつて、年收として少くとも穀物五百メディムニィ若しくは葡萄酒又たは油五百メトレテイを有するもの、第二はヒペイス(Ἱππεῖς)即ち少くとも百五十メディムニイを有する騎士、第三はジウキテイ(Ζευγῖται)即ち少くとも百五十メディムニイを有する一聯の牛の所有者であつて、第四はセテス(θῆτες)即ち年收百五十メディムニイ以下の賃銀勞働者である。ソローンの立法は單に最初の三階級に對して責任ある官吏に選擧せらるゝの權利を與へ、單に第一の階級に對して、執政官の如き最高の官職に選ばるゝの資格を賦與した。第四階級は如何なる官職にも就くことを得ざるも、官吏を選出し法律を通過する民會(ἐκκλησία)に於ける投票權を有してゐた。彼れ等は又たソローンの創設せる陪審法廷(ἡλιαία)に參加することが出來た。最初の三階級は甲兵として兵役に服するの義務を有してゐた。騎兵隊は最初の二階級のみより編成せられ、第四階級は輕裝兵若しくは水兵として使傭せらるゝに過ぎなかつた。支拂を受けたるものは第四階級のみであつて、他は何等の支給をも受けずして其の義務に服するものであつた。第四階級は又た租稅の負擔を免れ、他の三階級のみが直接の課稅を受くるものであつた。國家の官職を奉ずる者も亦た無給であつた。彼れは又た第四階級のみを除き、舊種族の各々より百人づゝを取れる四百人會(Βουλή)を主たる諮詢機關たらしめ、「軍神ケ岡(アレオパゴス)」をして主たる行政機關たらしめ、最初の三階級のみが前

者に參加し、後者は執政官たりしものののみによつて塡充せらる可きものであつた。(Aristoteles, Ath. Pol., vii, viii.)。彼れは尙ほ子なき者に遺言を以て其の財産を讓渡するの權を與へ、懶惰を所罰した。彼れは自ら其の法制を以て、思考し得可き最善なるものには非ざるも、而も雅典人をして承認せしめ得る最良のものと稱してゐた。

彼れは其の歌詞の一に於て、雅典に於ける商業發達の結果として、市民自ら富神の招きに應じて愚かにも偉大なる都市を破壞せんとしつゝあるを警告し、正義の神は聲なきも、而も彼れ等が現在及び過去の所業を知り、預定の時機到らば、來つて假借する所なき刑罰を課す可きこと必定であると叫んでゐる。彼れは善法の效果を信じ、そは荒きを和げ、貪欲を抑制し、傲慢を滅却し、次第に成長しつゝある罪の花卉を枯死せしめ、曲れる意見を直からしめ、驕傲の所業を抑壓し、朋黨の謀反を滅止し、有害なる鬪爭より生ずる憤怒を終止せしめ、而して其の支配の下に於て一切の事物は人々の間に公正且つ愼重に處理せらるゝと做してゐる。(Berk, Poetae Lyrici Graeci, II, 1915, Frag. 4.)。彼れは又た他の歌詞に於て、漁、農、手工、學藝、司祭、醫藥等の如き當時典型的と看做されたる職業に關して興味ある描寫を行つてゐる (ibid. Frag. 4.)。ソローンの時代に於ては、恰もヘシオドスの歌へるが如くに、「勞働は何人に取つても不面目なるものではなく」、又た職業には貴賤の差別が認められてゐない。(Ploutarchos, Solon, 2.)。「運命は吉凶を現身(うつせみ)の人間に齎す。而して何人と雖も、永生の神々によつて授けられたるものを避くることを得ない。然しながら富の發生と共に危險は凡ゆる業務に隨伴し、何人と雖も其の停止せんとする處を知らない。或る者は行動宜しきを努むるも先慮を缺けるが爲めに無殘なる大破滅に陷り、行動宜しきを得ざる他の者に對して神は事々に幸福を與へ、彼れをして其の愚舉より生ずる破滅より免れしむるのである。富の追求に際しては何等終局の目的も明確に人々の眼前に置かるゝことがない。吾人の中に在つて現在最も多くの資産を有するものは更らに其の以上を獲得せんが爲めに前に倍せる努力を行ふ。如何なる富か克く總べての人々を飽滿せしむるを得可き。洵に利得は神々より人間への賜物である。然しながらジウスが膺懲を行はんが爲めに之れを送れる場合には、此の利得よりして「破壞」の因と爲る可き愚舉は發生して種々なる人々の上に下るのである」。(ibid., Frag. 13.)。

洵にソローンは貧富の軋轢に由つて分裂を來したる國家の中に社會的衡平の理想を誘致せんとせるものであつた。（Ernest Barker, Greek Political Theory, Plato and his predecessors, 1918, p. 43.）。彼れ曰く「余は富を渴望するも、之れを不正に所有せんことを欲しない。蓋し早晩責罰を蒙るに至る可きこと確實なるが故である。神々の與ふる富は恰も樹木が根より頂に至るまで確乎として立つが如く、或る人の許に留まるも、人々が傍若無人の暴行によつて獲得せんとせる富は順當に生じたるものに非ずして、不正なる所業に誘はれて不承不承に來れるものである。それは軈がて、小なる火元より生じたる火の如く、初めは殆んど云ふに足らぬものであるが、終には甚しき窮乏を來さしむ可き盲目的なる悪擧と結合せしめられる」と。（Ioannes Stobaeus, Eclogae Physicae et Ethicae, iii. 9, 23.）。

ソローンは其の詩才を利用して雅典市民を批判し激勵した。彼れの時代に在つては其の意見を表明せんとするものは猶ほ散文よりも韻文に據るの常であつた。彼れが詩句中の多くのものは其の讀者に對して彼れの政治的小論文を讀むの感あらしめる。

彼れの憲法は貴族及び庶民の孰れをも滿足せしむることを得なかつた。貴族は是れを以て餘りに革命的なりと做し、庶民は未だ之れを以て不充分なりと認めた。ソローンは彼れが立法の任務を完成せる後、十年間其の法律を變更せざるの約諾を人民より得て、同期間雅典を去つて諸國を遊歷した。而も彼れの不在中に、主として土地所有階級より成る平原黨、貴族に屬せざる富裕階級即ち主として工業及び勞作階級を包括する海岸黨及びアッチカ高地の多數小農民より形成せらるゝ高地黨の不和は再襲して、彼れが雅典に歸來して後、幾許ならずして主權は僭主ピシストラトス（Πεισίστρατος）に歸するに至つた。

本篇は「古代希臘の社會鬪爭及び社會思想」に關する小研究中の一部として起草せられたるものである。